

## 利用規約

(適用範囲)

|     |  |
|-----|--|
| 第1条 | 当施設が利用客との間で締結する利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は慣習によるものとします。 |
| 2.  | 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。                             |
| 3.  | 当施設は、宿泊・滞在以外のサービスは提供しておりません。   |

(利用契約の申込み)

|     |   |
|-----|---|
| 第2条 | 当施設に利用契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出でいただきます。  |
| (1) | 利用者の氏名、住所、電話番号、性別、国籍及び職業  |
| (2) | 利用日及び到着予定時刻   |
| (3) | 利用者の人数  |
| (4) | その他当施設が必要と認める事項   |
| 2.  | 利用客が、利用中に前項第2号の利用日を超えて利用の継続を申し入れた場合、当施設に他の予約が無かった場合のみ、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理するものとします。 |

(利用契約の成立等)

|     |   |
|-----|---|
| 第3条 | 利用契約は当施設が前条の申込みを承諾し、指定日までに申込金（利用料金相当）の入金を確認したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかつたことを証明した場合はこの限りではありません。 |
| 2.  | 申込金については、まず利用客が最終的に支払うべき利用料金に充当し、第5条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。              |
| 3.  | 第1項の申込金を同項の規定により、指定した日までにお支払いいただけない場合、利用申し込みはその効力を失うものとします。                                       |

(利用契約締結の拒否)

|     |   |
|-----|---|
| 第4条 | 当施設は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。   |
| 1   | 利用しようとする者が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。   |
| 2   | 利用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。<br>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）<br>第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、<br>暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力の関係者であるとき。 |
| □   | 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。   |

|   |   |
|---|---|
|   | ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。                       |
| 3 | 利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。                     |
| 4 | 利用に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。 |
| 5 | 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。               |

(利用契約解除権)

| 第 5 条   |   |      |        |        |         |              |  |  |  |  |  |    |    |        |        |         |        |      |      |     |     |     |
|---|---|------|--------|--------|---------|--------------|--|--|--|--|--|----|----|--------|--------|---------|--------|------|------|-----|-----|-----|
| 1   | 当施設は利用客がその責めに帰すべき事由により、利用契約の全部又は一部を解除した場合は次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。   |      |        |        |         |              |  |  |  |  |  |    |    |        |        |         |        |      |      |     |     |     |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>【違約金】</th><th colspan="5">契約解除の通知を受けた日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>不泊</td><td>当日</td><td>前日～3日前</td><td>4日～7日前</td><td>8日～21日前</td></tr> <tr> <td>キャンセル料</td><td>100%</td><td>100%</td><td>70%</td><td>50%</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table> |   |      |        |        | 【違約金】   | 契約解除の通知を受けた日 |  |  |  |  |  | 不泊 | 当日 | 前日～3日前 | 4日～7日前 | 8日～21日前 | キャンセル料 | 100% | 100% | 70% | 50% | 30% |
| 【違約金】   | 契約解除の通知を受けた日  |      |        |        |         |              |  |  |  |  |  |    |    |        |        |         |        |      |      |     |     |     |
|   | 不泊  | 当日   | 前日～3日前 | 4日～7日前 | 8日～21日前 |              |  |  |  |  |  |    |    |        |        |         |        |      |      |     |     |     |
| キャンセル料  | 100%  | 100% | 70%    | 50%    | 30%     |              |  |  |  |  |  |    |    |        |        |         |        |      |      |     |     |     |
| ※%は、利用料金に対する違約金の比率です。   |   |      |        |        |         |              |  |  |  |  |  |    |    |        |        |         |        |      |      |     |     |     |
| 2   | 当施設は利用客が連絡をしないで利用日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときにはその利用契約は利用客により解除されたものとみなし処理することがあります。 |      |        |        |         |              |  |  |  |  |  |    |    |        |        |         |        |      |      |     |     |     |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>3 予約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（初日）を基準に違約金比率で收受いたします。</p>   |
|  | <p>4 前項の規定により解除されたとみなした場合において、利用客がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共交通機関の不着又は遅延その他利用客の責に帰さない事由によることが証明された場合は、第2項の違約金は收受しないものとします。</p> |

(当施設の契約解除権)

|     |  |   |  |   |                                   |   |                             |
|-----|--|---|--|---|-----------------------------------|---|-----------------------------|
| 第6条 | 当施設は次に掲げる場合においては、利用契約の解除又は利用の継続をお断りすることがあります。  |   |  |   |                                   |   |                             |
| 1   | 利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。  |   |  |   |                                   |   |                             |
| 2   | <p>2 利用客が次のイからハに該当すると認められるとき。</p> <table border="1" data-bbox="325 1325 1487 1808"> <tr> <td>イ</td><td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力の関係者であるとき。</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。</td></tr> <tr> <td>ハ</td><td>法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。</td></tr> </table> | イ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力の関係者であるとき。 | ロ | 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。 | ハ | 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。 |
| イ   | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力の関係者であるとき。   |   |  |   |                                   |   |                             |
| ロ   | 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。  |   |  |   |                                   |   |                             |
| ハ   | 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。  |   |  |   |                                   |   |                             |
| 3   | 第2条1項について申し出をいただけないとき。   |   |  |   |                                   |   |                             |
| 4   | 第3条の申込金の支払いを請求した場合に、期限までにその支払いがないとき。   |   |  |   |                                   |   |                             |

|   |   |
|---|---|
| 4 | 利用者以外のものを施設内に入れたとき。                                       |
| 5 | 利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。                           |
| 6 | 利用に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。       |
| 7 | 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。                     |
| 8 | 寝室での寝たばこや、消防用設備に対するいたずらをするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。 |
| 9 | 当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。                                  |

(利用の登録)

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 第 7 条 | 利用客は利用日当日、当施設内において次の事項を登録していただきます。 |
| 1     | 宿泊者の氏名、住所、電話番号、性別、国籍及び職業           |
| 2     | 外国人にあっては旅券番号、入国情地及び入国情年月日          |
| 3     | 出発日及び出発予定時刻                        |
| 4     | その他当施設が必要と認める事項                    |

(当施設の使用時間)

|       |   |
|-------|---|
| 第 8 条 | 利用客が当施設を使用できる時間は、午後 4 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して利用する場合においては、到着日及び出発日を除き終日使用することができますが、午前 11 時から午後 4 時の間は、施設内清掃時間となりますので、 |
|-------|---|

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
|    | 担当者が入室いたします。なお、清掃がご不要の場合は事前にお知らせください。 |
| 2. | 当施設は、当施設が認めた場合を除き、前項記載の時間外のご利用は出来ません。 |

(利用規則の遵守)

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 第 9 条 | 利用客は当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。 |
|-------|--------------------------------------|

(利用料金の支払い)

|        |   |
|--------|---|
| 第 10 条 | 利用料金の支払いは、指定期日までに施設指定の銀行口座への振込みによります。<br>なお、その際の振込手数料は利用者の負担といたします。 |
| 2.     | 当施設が利用客に施設を提供し使用を開始した後、利用客が任意に利用しなかつた場合においても、利用料金は申し受けます。           |

(契約した施設の提供ができないときの取扱い)

|      |  |
|------|--|
| 11 条 | 当施設は、利用者に施設を提供できくなった場合、天災その他の事由により困難な場合を除き、利用客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の利用施設を斡旋するものとします。 |
|------|--|

(寄託物等の取扱い)

|      |   |
|------|---|
| 12 条 | 当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。  |
| 2.   | 利用客が、当施設内にお持込みになった物品又は、現金並びに貴重品に関しては、当施設の故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当施設は責任を負いかねます。 |

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

|      |   |
|------|---|
| 13 条 | 利用客の手荷物等について、当施設利用に先立っての受取り及び保管は行っておりません。   |
| 2.   | 利用客がチェックアウトした後、利用客の手荷物又は携帯品が当施設内に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは当施設は当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。なお、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については、処分させていただきます。 |

(駐車の責任)

|      |   |
|------|---|
| 14 条 | 当施設には原則利用客用の駐車場はありません。当施設が特別に認めた場合に限り駐車場をお貸しする場合がありますが、車両の管理責任を負うものではありません。 |
|------|---|

(利用客の責任)

|      |  |
|------|--|
| 15 条 | 利用客による故意又は過失によって、当施設が損害を被ったときは、当該利用客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。 |
|------|--|

(準拠法及び管轄裁判所)

|      |  |
|------|--|
| 16 条 | 本約款の準拠法は日本法とします。また、本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する地方裁判所及び、簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。 |
|------|--|

## 利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけない場合は利用のご継続をお断りさせていただきます。

|    |  |
|----|--|
| 1) | 火災の原因となるカセットコンロ等の火器を施設内でご使用にならないこと。  |
| 2) | 貴重な町家を保護するため、施設内は全面禁煙となっております。   |
| 3) | 当施設周辺には一般の方々が普通に生活しておられます。声高放歌や喧騒な行為その他、近隣住民に迷惑となるような行為は厳に慎んでいただきます。   |
| 4) | <p>施設内に次のような物をお持ち込みにならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ イ) 動物、鳥類、昆虫、ペット全般</li><li>・ ロ) 悪臭を発するもの</li><li>・ ハ) 著しく多量な物品</li><li>・ ニ) 火薬や揮発油など、発火或いは引火しやすいもの</li><li>・ モ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類</li><li>・ ヘ) 大麻、麻薬、覚せい剤等</li></ul> |
| 5) | 施設内で、賭博及び風紀を乱すような行為をなさらないこと。   |
| 6) | みだりに外来客を施設内に引き入れないこと。  |
| 7) | 施設内での営業行為、パーティー・宴会等の目的でのご使用はなさらないこと。   |
| 8) | 施設内の諸設備、諸物品等を他の場所に移動、加工、外部への持ち出し及び、目的以外  |

|     |   |
|-----|---|
|     | の用途に利用なさうこと。                              |
| 9)  | 施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、施設内の他の場所に移動したりなさいこと。 |
| 10) | 施設内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で使用なさること。          |
| 11) | 泥酔状態でのお風呂のご利用は固くお断りいたします。                 |
| 12) | その他、当施設が不適当と認める行為はなさらないこと。                |